

子ども支援基金 ご案内

京都YMCAでは、活動に参加したくても経済的事由のため参加できない子ども達のため、参加費の半額もしくは一部を援助しています。子どもの貧困が社会問題となる中、一人でも多くの子ども達が心身の健やかな成長の機会を得られることを願っております。ぜひ積極的にご活用ください。

1. 基金適用対象者

18歳未満の子どものいる保護者もしくは親権者で次項の①～⑤のいずれかに事由に当てはまる方。

- ① ご家庭の事情により経済的に課題がある場合（母子・父子家庭など）
- ② 病気などの理由で就業が困難な場合
- ③ 失業などの理由で昨年の所得または今年の所得見込みが230万円以下の家庭の場合
- ④ 生活保護家庭の場合
- ⑤ その他の特別な事情がある場合

2. 対象となる活動

18歳未満の方々を対象とした下記のプログラムが対象となります。

- ① 京都YMCA年間プログラム
ウェルネスプログラムクラス費、アウトドアクラブ登録費、アフタースクール活動費。
- ② 京都YMCAシーズンプログラム
夏季、冬季、春季キャンプ、短期講習会への参加費。
- ③ 広域YMCAもしくは日本YMCA同盟の後援で行われる全国大会等。
- ④ その他、京都YMCA主催及び共催する諸行事。

※支援対象に含まれないもの：入会金、会友費、ユニフォーム・水着・帽子などの活動備品、アウトドアクラブ参加費、アフタースクールおかし代、スキーレンタル代。

3. 援助額&申請回数

申請を受理後、書類及び面接等により京都YMCA募金・基金選考特別委員会が審査し、申請者の経済的困窮度に応じて、費用のうち30%～50%の援助額を決定いたします。

- ① 援助額上限：1回のプログラムにつき3万円以内。
- ② 申請回数上限：お一人につき年度内最大3回。（通年・半期プログラムは1回と数えます。）
（例）アウトドアクラブ+サマーキャンプ+春休み水泳講習会=3回

※年度内における子ども支援基金助成額限度額に達しましたら、当該年度の受付を終了する場合がございます。

4. 申請方法

- ① 参加希望のプログラムを仮予約する際に、受付窓口もしくはお電話にて子ども支援基金希望の旨をお伝えください。
- ② 担当者から本紙「子ども支援基金ご案内」と「申請書」をお送りいたします。
- ③ 面談日程については担当者からご連絡いたします。希望日時をお教えてください。
- ④ 期日までに申請書と事由を証明できる書類（課税証明書、所得証明書等）をご提出ください。申請に基づき担当者と面談を行います。
- ⑤ 本部担当者、担当部門責任者が面談を行い、京都YMCA募金・基金選考特別委員会が書類審査をし、その結果をご連絡いたします。
- ⑥ 子ども支援基金適用の決定後、プログラムに正式にお申込みください。参加費用の自己負担分は別途現金または銀行振込にてご納入をお願いいたします。

※申請期限：プログラム開始の2週間前まで。

※年間プログラムに在籍し、年度が変わり継続して支援を希望する場合は、その都度申請書と課税証明書または所得証明書をご提出ください。

5. 報告書

プログラム終了後一週間以内に参加報告書にご記入の上、ご提出ください。報告書を受理後、担当者より参加後の感想報告について面接又は電話等の連絡によって聞き取りをさせていただきます。

※年間プログラムの場合：提出期限2月末。